

写

蓮田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、蓮田市長から平成26年度決算審査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

平成28年3月30日

蓮田市監査委員 内 田 薫

蓮田市監査委員 石 川 誠 司

写

政 調 第 5 5 6 号
平成 2 8 年 3 月 1 5 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様
蓮田市監査委員 石川 誠司 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成 2 6 年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、別紙のと
おり通知します。

(別紙)

平成26年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

【指摘事項】

1 委託契約事務について

契約に関する説明資料を審査したところ、「境界確認調査測量業務委託その2(8月、9月分)」において、完了届が9月30日に提出されていたにもかかわらず、完了検査が行われたのは10月17日となっていた。この場合、委託の完了検査に義務付けられている日数である「10日以内」を超えている。蓮田市測量調査委託契約約款第20条第2項に基づき適正な事務処理を行う必要がある。

【措置状況】

改めて、蓮田市測量調査委託契約約款を始め各契約約款、蓮田市契約規則等を順守し、業務を遂行するよう職員を指導しました。

さらに、検査については、委託の場合は10日以内、工事の場合は14日以内に実施し、検査調書の完成年月日と検査年月日を確認しています。

(道路課)